

精神障害者保健福祉手帳を持っている人だということを理由にインターネットカフェの入店を拒否したのは憲法や障害者基本法に違反するとして、東京都国分寺市の男性（43）が同店の運営会社と店長に計 200 万円の損害賠償を求めた裁判で、2 日、東京地裁（矢尾渉裁判長）は差別と認め、計 70 万円の支払いを命じる判決を出した。

原告の男性は 2010 年 1 月、近所の同店に会員登録し利用。ところが同 3 月、手帳を店に忘れたと勘違いして帰宅後に電話で問い合わせたのをきっかけに手帳所持を店に知られ、翌日から「過去に障害者の無銭飲食事件があって以降、障害者の利用は断っている」と拒否された。

訴えに対し店側は「障害者だから出入り禁止にしたのではなく、男性が店で騒ぎ暴れたからだ」などと主張していた。

しかし判決は、その形跡はないとして店側の主張

を認めず、「手帳の交付を理由に入店拒否したことは、公序良俗に反する違法な差別行為。損害賠償責任がある」と判断した。

精神的苦痛の慰謝料は原告の請求を下回るが、「社会生活の中で障害者として受けるストレスを癒やすために休息の場として繰り返し利用していたのに入店拒否された」、「入店拒否の理由は不当だが、店舗の営業に高度の公共性があるとまでは言えず、利用できる同種の他店舗がないわけでもない」ことなどを考慮し算定したとした。

「伝えること大事」原告の男性

判決を受け原告は「幼稚園のころからずっといじめられっ子だった。初めていじめっ子に勝ったようでうれしい。今まで『くやしい』とか『腹が立つ』とか自分の気持ちを言えない人生だったけれど、伝えることがいかに大事か分かった」と話している。

（福祉新聞・第 2598 号 2012 年 11 月 12 日）